



浪速大學學報 第36号

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/9412">http://hdl.handle.net/10466/9412</a>

# 浪速大學

# 報

昭和三十年一月十七日(月曜日)

第三十六号

浪速大學事務局

## 辞令

○昭和二十九年十一月二十七日

大阪府立大学教員  
(工学部) 須山 武司

願により本職を免する

○昭和二十九年十二月十日

校務員 滝波すゑ子  
(教育学部)

昭和三十年三月九日まで休職期間を延長する

○昭和二十九年十二月三十一日

大阪府立大学教員  
(教育学部) 高安 一郎

(同) 坪川 一郎

願により本職を免する(各通)

○昭和三十年一月一日

大阪府立大学教員 吉田 洪二

浪速大学教授に補する

大学教員十級五号俸を給する

工学部勤務を命ずる

大阪府立大学教員 梅田 重夫

浪速大学講師に補する

大学教員六級四号俸を給する

農学部勤務を命ずる

大阪府立大学教員に任命する  
本庄栄治郎

一級に叙する

浪速大学教授に補する

経済学部勤務を命ずる

香川 吉一

大阪府立大学教員に任命する

三級に叙する

浪速大学工業短期大学部助手を命ずる

大学教員四級四号俸を給する

○昭和三十年一月八日

竹安 繁治

大阪府立大学教員に任命する

三級に叙する

浪速大学助手を命ずる

大学教員六級六号俸を給する

経済学部勤務を命ずる

○昭和三十年一月十日

河合 忠夫

大阪府立大学教員に任命する

二級に叙する

浪速大学助教に補する

大学教員七級六号俸を給する

工学部勤務を命ずる

助手補 宮浦 昵郎

大阪府立大学教員に任命する

三級に叙する

浪速大学助手を命ずる

大学教員四級六号俸を給する

農学部勤務を命ずる

宗林 正人

大阪府立大学教員に任命する

三級に叙する

浪速大学農業短期大学部助手を命ずる

大学教員四級七号俸を給する

主事補 山田 雅章  
(事務局)

(同) 要 明

(同) 要 明

浪速大学経済学部勤務を命ずる(各通)

大学教員三級一号俸

農業短期大学部 吉村 博

大学教員二級五号俸 近藤 滋

## 学内報

(一) 大阪府立大学職員勤務評定規程の公布

昭和二十九年十二月二十七日、大阪府立大学職員勤務評定規程が次のように定められ、大阪府知事から訓達された。

大阪府立大学職員勤務評定規程

(勤務評定の目的)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十条第一項の規定に基き、大阪府立大学職員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の適用又は準用を受ける者を除く。以下「職員」という。)の職務について勤務成績の評定を行い、人事の公正な措置を講ずることを目的とする。

## 改姓

大学教員五級三号俸

工業短期大学部

浪速大学(頭書)学部勤務を命ずる

(各通)

七山 武仁

(勤務評定実施の除外)

第二条 次の各号に掲げる職員については、勤務評定は実施しないものとする。

- 一 非常勤職員
- 二 臨時的職員

(勤務評定の種類)

第三条 勤務評定は、定期評定及び特別評定とする。

(定期評定)

第四条 定期評定は、条件付任用期間中の職員を除くその他の職員について、毎年十月一日に実施する。但し、この場合において休職・停職・療養命令期間中又は評定を受ける職員の異動その他の事由により公正な評定を行うことが困難と認められる職員については、実施の時期を変更することができる。

(特別評定)

第五条 特別評定は、定期評定以外に実施する勤務評定をいう。

2 条件付任用期間中の職員についての特別評定は、原則として当該職員の条件付任用期間開始後五か月を経過した日に実施するものとする。

3 任命権者は、前項に定めるものの外、特に必要と認める場合は特別評定を実施することができる。

(学長の権限)

第六条 学長は、当該大学における職員の勤務評定の実施に関し、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 定期評定の実施時期の延期
- 二 条件付任用期間中の職員の特別評定の実施時期の変更
- 三 定期評定における勤務成績報告書(以下「報告書」という。)の確認
- 四 条件付任用期間中の職員の特別評定における条件付任用期間勤務成績報告書(以下「条件付報告書」という。)の確認

(評定者の指定)

第七条 定期評定及び条件付任用期間中の職員の特別評定における評定者は次のとおりとする。

- 一 事務局長次長及び学生部長の職にある者については学長
- 二 課長事務長事務主任の職にある者については事務局長又は学生部長

三 前各号に掲げる職員以外の職員については、当該職員の所属する課長もしくは事務長並びにこれらと同等又は同等以上の職にある者

(評定の方法)

第八条 定期評定は、職員ごとに別紙様式第一に掲げる条件付報告書を用いて行わなければならない。

2 条件付任用期間中の職員の特別評定は、別紙様式第二に掲げる条件付報告書を用いて行わなければならない。

(評定に当たりの意見聴取)

第九条 評定者は、評定を行うに当たって必要と認めるときは評定を受ける職員の勤務の実際をよく知つてゐる者の意見を聞くことができる。

(報告書の効力)

第十条 報告書(条件付報告書を含む。以下本条及び第十一条・第十二条において同じ。)は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。但し、次に掲げる場合を除き、当該評定期間に引き続き期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

- 一 当該報告書が作成されてから二年を経過した場合
- 二 新たに報告書が作成された場合
- 三 当該職員が職務の異なる他の職に任命され、その日から五か月を経過した場合

(報告書の提出)

第十一条 学長は、勤務評定を実施した職員の報告書を、評定の日から二十日以内に総務部教育課長に提出しなければならない。

(報告書の保管)

第十二条 報告書は、二部作成し、人事記録としてその一部は総務部教育課長が、他の一部は当該大学の学長が保管するものとする。

2 各職員の勤務評定の結果は公開しない。

(勤務評定の調査)

第十三条 評定者を区処する監督者は、評定者が行つた勤務成績の評定について不均衡があると認めるときは、これを調整することができる。この場合において、その監督者は適当と認める意見を報告書に附記するものとする。(勤務評定の調査研究)

第十四条 総務部教育課長は、毎年定期に勤務評定の実施状況を調査研究し、勤務評定の方法、その他勤務評定に必要な事項の改善に努めるものとする。

(補則)

第十五条 この規程に定めるものの外、勤務評定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十九年十二月二十一日から適用する。
- 2 この規程適用後初の定期評定を実施する日は、第四条及び第六条の規定にかかわらず昭和二十九年十二月二十一日とする。この場合における評定期間の始期は同年一月一日とする。但し、同年一月二日以降に採用(転任を含む。以下同じ。)された者については、その始期は採用された日とする。
- 3 昭和二十九年十二月二十一日において、現に条件付任用期間中にある職員については、第五条第二項の規定にかかわらず定期評定を行うものとする。

様 式 第一 第二 略

(二) 大阪府学生就職対策本部設置

大阪府では在阪国、公、私立各大学卒業者の就職難を打開するため、知事本部長に、官公庁・大学・経営者団体・報道機関などを委員とする「大阪府学生就職対策本部」を設置し、強力な就職促進運動を展開することになった。同設置要項は左のとおりである。

一 目的

現下の経済情勢の推移に伴い、深刻化している大学卒業者の就職難に対処するため、緊急措置として官公庁・経営者団体・大学・報道機関等をもつて「大阪府学生就職対策本部」を大阪府に設置し、新規大学卒業者の就職に関する諸計画の策定、これら学生の帰趨状況調査及び諸般の情報の収集等を行うとともに、経営者への雇用勧奨・学生の啓蒙・その他一般的啓発広報を推進し、もつて大学卒業者の就職促進を図るものとする。

二 構成

大阪府学生就職対策本部の委員は、次のものの代表者若しくは代表者の推薦した者をもつて構成する。

1	大阪府	2	大阪市
3	大阪府市長会	4	国立大学
5	公立大学	6	私立大学
7	短期大学	8	大阪商工会議所
9	関西経営者協会	10	大阪工業会
11	大阪府工業協会	12	関西経済同友会
13	関西経済連合会	14	大阪府商工協同組合連合会
15	日本紡績協会	16	社団法人大阪銀行協会
17	生命保険協会関西支部	18	大阪百貨店協会
19	大阪建設業協会	20	近畿造船協議会
21	関西化学工業協会	22	浪速電鉄協会
23	大阪興業協会	24	大阪証券業協会
25	日本貿易会関西本部	26	社団法人大阪貿易協会
27	大阪中央放送局	28	民間放送局
29	新聞社	30	関西学生就職連絡協議会
31	公共職業安定所	32	大阪府会

三 業務

大阪府学生就職対策本部の業務は次のとおりとする。

- 1 新規大学卒業者の就職希望状況、就職、未就職状況等の帰趨を常時把握して、その就職促進に関する方策を樹立すること。
- 2 経済情勢、雇用状況等、大学卒業者の就職に関し、必要な調査を行い情報を収集し、これを大学、職業安定機関に周知させ、その職業紹介活動を円滑ならしめること。
- 3 地域社会、特に経営者に対し、大学卒業者の雇用に関する広報活動を行うこと。
- 4 大学と連携の下に大学卒業者に対し、広い視野から就職についての啓蒙を行うこと。

5 大学、職業安定機関と密接な連けの下に、関西学生就職連絡協議会、経営者協会、商工会議所等の諸団体を通じ、雇用の勧奨、啓蒙宣伝を行うこと。

6 その他大学卒業者の就職促進に必要な事項

四 運営

大阪府学生就職対策本部の運営に関し必要な事項は、本要項の趣旨に基いて別に定める。

(三) 昭和二十九年卒業・学年試験及び昭和三十年度入学試験行事予定表

月日	曜日	学部卒業、学年試験予定	工、農、経学部入学試験予定	工、農短期大学部入学試験予定
一月三日	火	工学部卒業試験開始		
一月三十一日	月	農短学部卒業試験開始		
二月一日	火	工学部学年試験開始		
二月七日	月	農学部卒業、学年試験開始	願書受付開始	
二月八日	火	工短学部卒業試験開始		
二月十二日	土	農短学部卒業試験終了		
二月十六日	水	農短学部卒業判定		
二月十八日	金	農、教、工短学部卒業試験終了		
二月二十一日	月	農短学部学年試験開始	願書受付締切	入試問題印刷開始
二月二十二日	火	工学部学年試験終了		
二月二十三日	水	工短学部学年試験開始		
二月二十三日	水	農、教、工学部学年試験終了		
二月二十四日	木	教養部学年試験終了		
二月二十六日	土	工学部卒業判定		

三月二日	水	農学部卒業判定		
三月四日	金	工短学部学年試験終了		
三月五日	土	農短学部学年試験終了		
三月七日	月	教育学部卒業判定		
三月九日	水	農短学部卒業追試験判定		
三月十日	木		入学試験	願書受付開始
三月十一日	金	工短学部卒業判定	入学試験	
三月十八日	金	全学部卒業式 大学院学位記授与式		
三月十九日	土		大学院願書受付締切	
三月二十三日	水			願書受付締切
三月二十七日	日		身体検査受験資格者発表	
三月二十八日	月		身体検査 大学院入学試験	
三月二十九日	火		大学院面接試験	入学試験
三月三十日	水			入学試験
三月三十一日	木		合格者発表 大学院合格者発表	身体検査 合格者発表
四月八日	金			合格者発表
四月十一日	月	全学部授業開始	第一次入学手続締切	
四月十五日	金			入学手続締切
四月十六日	土		第二次入学手続締切	
四月十八日	月			入学式
四月十九日	火		入学宣誓式	入学宣誓式
四月二十日	水		各学部へ集合	新入学生授業開始
四月二十一日	木		教養部へ集合	
四月二十二日	金		新入学生授業開始	